

譲渡価格の特例対象者は、早川町に永住する意思があり、自家住宅を建築しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 20歳以上35歳未満の既婚者

(2) 35歳以上の既婚者で、満15歳までの児童を扶養する保護者

前項の規定は、児童を町立中学校へ卒業するまで通学させ、1年以内に建築工事が着手できる者に適用する。